

平成29年田原本町議会第1回臨時会

平成29年10月3日

田 原 本 町 議 会

平成29年 第1回 臨時会

田原本町議会会議録

平成29年10月3日

午前10時00分 開会

於田原本町議会議場

1, 出席議員 (13名)

1番 梶木裕文君	2番 山田英二君
3番 寺田元昭君	4番 村上清司君
5番 牟田和正君	6番 森井基容君
7番 安田喜代一君	8番 古立憲昭君
9番 西川六男君	10番 竹邑利文君
11番 吉田容工君	12番 植田昌孝君
13番 松本美也子君	

1, 欠席議員 (1名)

14番 小走善秀君

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長 坂本定嗣君 局長補佐 森惠啓仁君

1, 地方自治法第121条第1項の規定により出席した者

町長 森章浩君	町長公室長 植田知孝君
総務部長 持田尚顕君	住民福祉部長 中屋敷晃弘君
総務課長 森里義則君	教育長 植島幹雄君
教育部長 竹島基量君	

平成29年田原本町議会第1回臨時会議事日程

10月3日（火曜日）

- 開 会（午前10時）
- 町長招集挨拶
- 仮議席の指定
- 選 第 1 号 議長選挙について

10月3日（火曜日）

- 議席の指定
- 会期の決定
- 会議録署名議員の選出
- 選 第 2 号 副議長選挙について
- 選 第 3 号 常任委員会の委員及び議会運営委員会の委員選任について
- 同 第 5 号 監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて
 - ・提案理由の説明
 - ・採決
- 選 第 4 号 やまと広域環境衛生事務組合議会議員選挙について
- 選 第 5 号 国保中央病院組合議会議員選挙について
- 選 第 6 号 特別委員会の設置及び委員選任について
- 町長の専決事項の指定についての報告（報第14号から報第16号について）
- 議案の一括上程（報第17号から報第19号までの3議案について）
 - ・提案理由の説明
 - ・質疑
 - ・討論
 - ・採決
- 議長閉会挨拶
- 町長閉会挨拶
- 閉 会

本日会議に付した事件

議事日程に同じ

追加日程

○議長の常任委員会の委員辞任について

午前10時00分 開会

○議会事務局長（坂本定嗣君） 皆さんおはようございます。事務局長の坂本でございます。

本臨時会は一般選挙後初めての議会でございます。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によりまして、出席議員の中で年長の議員が臨時議長の職務を行うこととなっております。したがって、年長の竹邑利文議員をご紹介申し上げます。竹邑議員、臨時議長席をお願いいたします。

（竹邑議員 臨時議長席につく）

○臨時議長（竹邑利文君） ただいま紹介されました竹邑でございます。地方自治法の規定によりまして、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしく申し上げます。

ただいまの出席議員数は13名で定足数に達しております。よって、議会は成立いたしました。

これより平成29年度田原本町議会第1回臨時会を開会し、直ちに会議を開きます。

町長招集挨拶

○臨時議長（竹邑利文君） 町長より臨時会招集についての挨拶を受けることにいたします。町長。

（町長 森 章浩君 登壇）

○町長（森 章浩君） 議長のご指名によりまして、平成29年田原本町議会第1回臨時会の開会に際しまして、一言ご挨拶を申し上げます。

初めに、去る9月10日に執行の田原本町議会議員選挙におきまして、町民の大きな期待と信頼を担われめでたく当選されました議員各位に対しまして、心よりお喜びを申し上げる次第でございます。

また、本日臨時会を招集させていただきましたところ、議員各位におかれましては公私何かとご多用の中ご出席賜りましたことを厚く御礼申し上げます。

さて、本町では第4次総合計画を策定し、平成29年度から「子どもから高齢者まで誰もがいきいきとした暮らしを楽しむまち・たわらもと」を将来像とし、着実に推進してまいり所存でございますので、議員各位のご支援、ご協力を賜りますよ

うお願い申し上げまして、簡単ではございますが開会の挨拶とさせていただきます。

仮議席の指定

○臨時議長（竹邑利文君） 仮議席の指定を行います。

仮議席はただいま着席のとおりといたします。

日程に入ります。

選第1号 議長選挙について

○臨時議長（竹邑利文君） 選第1号、議長選挙についてを議題といたします。

事務局長より議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（坂本定嗣君） それでは朗読いたします。

選 第1号

議長選挙について

本町議会議長を選挙する。

平成29年10月3日

田 原 本 町 議 会

以上でございます。

○臨時議長（竹邑利文君） お諮りいたします。議長選挙の方法については、投票により行うことにご異議はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（竹邑利文君） ご異議なしと認めます。よって、投票を行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○臨時議長（竹邑利文君） ただいまの出席議員数は13名です。投票用紙を配付いたします。

（投票用紙配付）

○臨時議長（竹邑利文君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（竹邑利文君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

(投票箱点検)

○臨時議長（竹邑利文君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。点呼に応じて投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、順次投票を願います。

それでは点呼を命じます。

○議会事務局長（坂本定嗣君） 投票に先立ちまして事務局から投票の順序等について申し上げます。

投票用紙の記載につきましては、あちらに記載所を設置しておりますので、私のほうから点呼させていただきます。そして順次記載所のほうへ出ていただきまして、投票用紙に記載の上、壇上の投票箱に投票していただき、自席にお戻りいただきます。

以上の順序ですので、よろしく願いいたします。

それでは点呼させていただきます。

(点呼・投票)

○臨時議長（竹邑利文君） 投票漏れはございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○臨時議長（竹邑利文君） 投票漏れなしと認めます。よって、投票を終了いたします。

引き続き開票を行います。

開票について、会議規則第32条第2項の規定により、立会人を指名いたします。古立議員、西川議員、松本議員、以上3名の方をお願いいたします。

(立会人 所定の場所につく)

○臨時議長（竹邑利文君） それでは開票をいたします。

(開 票)

○臨時議長（竹邑利文君） それでは選挙の結果を報告いたします。

吉田議員 4票

植田議員 9票

以上のとおりです。この選挙の法定得票数は4票であり、よって、植田議員が議

長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○臨時議長（竹邑利文君） ただいま議長に当選されました植田議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により当選の旨を告知いたします。

植田議員より議長当選の承諾並びに就任の挨拶を受けることにいたします。

(植田昌孝議員 登壇)

○新議長（植田昌孝君） ただいま議員各位のご支援によりまして議長に推挙いただきましたこと、まことに身に余る光栄でありますとともに、責任の重さに身が引き締まる思いでございます。今後さらに自ら研さんを深め、議会の活性化を図りますとともに、議場の場においても柔軟かつ的確に対応できるよう、適正かつ円滑な議会運営に鋭意努力してまいり所存でございます。

議員の皆様におかれましては、ともに行政発展のためより一層のご支援、ご協力をお願いし、簡単措辞ではございますが就任の挨拶といたします。

本日はどうもありがとうございました。（拍手）

○臨時議長（竹邑利文君） それでは新しい議長が誕生いたしましたので、交代いたします。

(新議長 議長席につく)

○議長（植田昌孝君） それでは議長席につかせていただきます。今後の議事進行については、よろしくご協力のほどお願い申し上げます。

それでは、議事に入ります。

議 席 の 指 定

○議長（植田昌孝君） 議席の指定を行います。

議席は会議規則第4条第1項の規定により、ただいま着席のとおり指定いたします。

それでは議員諸氏の議席番号と名前を事務局長より朗読させます。

○議会事務局長（坂本定嗣君） それでは議席順に議席番号、氏名を朗読いたします。

1番、梶木裕文議員、2番、山田英二議員、3番、寺田元昭議員、4番、村上清

司議員、5番、牟田和正議員、6番、森井基容議員、7番、安田喜代一議員、8番、古立憲昭議員、9番、西川六男議員、10番、竹邑利文議員、11番、吉田容工議員、12番、植田昌孝議員、13番、松本美也子議員、14番、小走善秀議員。

以上でございます。

会期の決定

○議長（植田昌孝君） 会期の件についてお諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（植田昌孝君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

会議録署名議員の選出

○議長（植田昌孝君） 続きまして、会議録署名議員について、会議規則第126条の規定により議長より指名いたします。1番、梶木議員、2番、山田議員、3番、寺田議員、以上3名の方をお願いいたします。

選第2号 副議長選挙について

○議長（植田昌孝君） 続きまして、選第2号、副議長選挙についてを議題といたします。

事務局より議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（坂本定嗣君） それでは朗読いたします。

選 第2号

副議長選挙について

本町議会副議長を選挙する。

平成29年10月3日

田 原 本 町 議 会

以上でございます。

○議長（植田昌孝君） お諮りいたします。副議長選挙の方法につきましては、地方

自治法第118条第2項の規定により指名推選にいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(植田昌孝君) ご異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長より指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(植田昌孝君) ご異議なしと認めます。よって、議長より指名をいたします。竹邑利文議員を指名いたします。

ただいま指名いたしました竹邑利文議員を副議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(植田昌孝君) ご異議なしと認めます。よって、竹邑利文議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました竹邑利文議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により当選の旨を告知いたします。

竹邑利文議員より副議長当選の承諾並びに就任の挨拶を受けることにいたします。

竹邑議員。

(10番 竹邑利文君 登壇)

○10番(竹邑利文君) 高席からではございますが、副議長就任の挨拶をさせていただきます。ただいま皆様方の温かいご支援をいただきまして副議長に当選させていただきましたことを、まずもって心より御礼申し上げます。この上は議会の運営を円滑・効率的に行えるよう皆様方のお力添えを賜りながら、誠心誠意、議長を補佐申し上げる所存でございます。

どうか議員の皆様並びに町長はじめ理事者におかれましては、今後ともなお一層のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが就任のご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

選第3号 常任委員会の委員及び議会運営委員会の委員選任について

○議長（植田昌孝君） 続きまして、選第3号、常任委員会の委員及び議会運営委員会の委員選任についてを議題といたします。

事務局長より議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（坂本定嗣君） それでは朗読いたします。

選 第3号

常任委員会の委員及び議会運営委員会の委員選任について

本町議会常任委員会の委員及び議会運営委員会の委員を選任する。

平成29年10月3日

田 原 本 町 議 会

以上でございます。

○議長（植田昌孝君） 常任委員会の委員及び議会運営委員会の委員選任については、委員会条例第8条第4項の規定により、議長より指名することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（植田昌孝君） ご異議なしと認めます。よって、常任委員会の委員及び議会運営委員会の委員は議長より指名することにいたします。

氏名については事務局長に発表させます。

○議会事務局長（坂本定嗣君） それでは発表いたします。順不同、敬称は省略させていただきます。

総務文教委員会委員、植田昌孝、西川六男、古立憲昭、森井基容、牟田和正、山田英二、梶木裕文、以上7名であります。

次に、厚生建設委員会委員、小走善秀、松本美也子、吉田容工、竹邑利文、安田喜代一、村上清司、寺田元昭、以上7名であります。

次に、議会運営委員会委員、小走善秀、吉田容工、古立憲昭、森井基容、寺田元昭、梶木裕文、以上6名であります。

○議長（植田昌孝君） ただいま発表させましたとおり選任いたしますので、よろし

くお願いをいたします。

暫時休憩します。

副議長に議事進行をお願いしたいので、しばらくお待ちください。

(議長退席 副議長議長席につく)

午前10時26分 休憩

午前10時27分 再開

○副議長(竹邑利文君) 再開いたします。

ただいま議長、植田議員から議会の公平な運営に当たるために総務文教委員会の委員の辞任願が提出されました。

お諮りいたします。この際、議長の常任委員会の委員の辞任についてを日程に追加し議題とすることにご異議はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(竹邑利文君) ご異議なしと認めます。よって、議長の常任委員会の辞任についてを日程に追加し議題といたします。

議長の常任委員会の委員辞任について

○副議長(竹邑利文君) お諮りいたします。辞任願の朗読を省略し、植田議員の総務文教委員会の委員の辞任を許可することにご異議はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(竹邑利文君) ご異議なしと認めます。よって、植田議員の総務文教委員会の委員の辞任を許可することに決しました。

それでは各常任委員会の正副委員長互選のため暫時休憩いたします。

(議長 副議長と交代)

午前10時28分 休憩

午前10時37分 再開

○議長(植田昌孝君) それでは再開いたします。

休憩中に各常任委員会の正副委員長の互選をいただきました結果を事務局長より

発表させます。

○議会事務局長（坂本定嗣君） それでは発表いたします。

総務文教委員会、委員長、森井基容委員、副委員長、牟田和正委員。

次に、厚生建設委員会、委員長、松本美也子委員、副委員長、吉田容工委員。

次に、議会運営委員会、委員長、森井基容委員、副委員長、吉田容工委員。

以上でございます。

○議長（植田昌孝君） 以上決定いたしましたので、よろしくお願ひいたします。

同第5号 監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて

○議長（植田昌孝君） 続きまして同第5号、監査委員の選任につき議会の同意を求めることについてを議題といたします。

事務局長より議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（坂本定嗣君） それでは朗読いたします。

同 第5号

監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて

次の者を本町監査委員に選任したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定により、議会の同意を求める。

平成29年10月3日提出

田原本町長 森 章 浩

住 所 田原本町大字薬王寺166番地の14

氏 名 古 立 憲 昭

生年月日 昭和21年11月3日

以上でございます。

○議長（植田昌孝君） 地方自治法第117条の規定により、8番、古立憲昭議員の退席を求めます。

（8番 古立憲昭君 退席）

○議長（植田昌孝君） 町長より提案理由の説明を求めます。町長。

（町長 森 章浩君 登壇）

○町長（森 章浩君） 議長のご指名によりまして、ただいま上程されました同第5

号、監査委員の選任につき議会の同意を求めることにつきましてご説明を申し上げます。

本案は、議会選出の監査委員の任期満了に伴いますもので、田原本町大字薬王寺166番地の14、古立憲昭氏、昭和21年11月3日生まれを選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定によりまして議会の同意を求めるものでございます。

議員各位におかれましては、よろしくご賛同を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（植田昌孝君） 同第5号、監査委員の選任につき議会の同意を求めることにつきましては、これに同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（植田昌孝君） ご異議なしと認めます。よって、同第5号、監査委員の選任につき議会の同意を求めることにつきましては、古立憲昭議員に同意することに決しました。

それでは、古立議員に着席をしていただきますので、しばらくお待ち願います。

（8番 古立憲昭君 着席）

選第4号 やまと広域環境衛生事務組合議会議員選挙について

○議長（植田昌孝君） 続きまして、選第4号、やまと広域環境衛生事務組合議会議員選挙についてを議題といたします。

事務局長より議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（坂本定嗣君） それでは朗読いたします。

選 第4号

やまと広域環境衛生事務組合議会議員選挙について

やまと広域環境衛生事務組合議会議員を選挙する。

平成29年10月3日

田 原 本 町 議 会

以上でございます。

○議長（植田昌孝君） お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法

第118条第2項の規定により指名推選にいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(植田昌孝君) ご異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長より指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(植田昌孝君) ご異議なしと認めます。よって、議長より指名をいたします。やまと広域環境衛生事務組合議会議員の指名については、事務局長に発表させます。

○議会事務局長(坂本定嗣君) 発表いたします。敬称は省略させていただきます。やまと広域環境衛生事務組合議会議員、小走善秀、植田昌孝、竹邑利文、以上3名でございます。

○議長(植田昌孝君) お諮りいたします。ただいま発表させましたとおり、やまと広域環境衛生事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(植田昌孝君) ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしましたとおり、やまと広域環境衛生事務組合議会議員に諸氏が当選されました。

ただいま当選されました諸氏が自席におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により当選の旨を告知いたします。また、欠席議員につきましては文書により告知いたします。

選第5号 国保中央病院組合議会議員選挙について

○議長(植田昌孝君) 続きまして、選第5号、国保中央病院組合議会議員選挙についてを議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長(坂本定嗣君) それでは朗読いたします。

選 第5号

国保中央病院組合議会議員選挙について

国保中央病院組合議会議員を選挙する。

平成29年10月3日

田原本町議会

以上でございます。

○議長（植田昌孝君） お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（植田昌孝君） ご異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長より指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（植田昌孝君） ご異議なしと認めます。よって、議長より指名をいたします。国保中央病院組合議会議員の指名については、事務局長に発表させます。

○議会事務局長（坂本定嗣君） 発表いたします。敬称は省略させていただきます。

国保中央病院組合議会議員、植田昌孝、竹邑利文、以上2名でございます。

○議長（植田昌孝君） お諮りいたします。ただいま発表させましたとおり、国保中央病院組合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（植田昌孝君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしましたとおり、国保中央病院組合議会議員に諸氏が当選されました。

ただいま当選されました諸氏が自席におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により当選の旨を告知いたします。

選第6号 特別委員会の設置及び委員選任について

○議長（植田昌孝君） 続きまして、選第6号、特別委員会の設置及び委員選任についてを議題といたします。

事務局長より議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（坂本定嗣君） それでは朗読いたします。

選 第6号

特別委員会の設置及び委員選任について

田原本町議会委員会条例第6条の規定により特別委員会を設置し、同条例第8条の規定により委員を選任する。

平成29年10月3日

田 原 本 町 議 会

以上でございます。

○議長（植田昌孝君） お諮りいたします。唐古鍵遺跡整備検討特別委員会については、委員会条例第6条の規定により、7名をもって構成する特別委員会を設置し、これに付託の上審査することにいたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（植田昌孝君） ご異議なしと認めます。よって、特別委員会の委員選任については議長より指名することにいたします。

氏名については事務局長に発表させます。

○議会事務局長（坂本定嗣君） 発表いたします。順不同、敬称は省略させていただきます。

唐古鍵遺跡整備検討特別委員会委員、松本美也子、吉田容工、竹邑利文、西川六男、安田喜代一、村上清司、寺田元昭、以上7名であります。

○議長（植田昌孝君） ただいま発表させましたとおり選任をいたしましたので、よろしく願いいたします。

ただいま指名をいたしました委員より正副委員長互選のため暫時休憩をいたします。

午前10時48分 休憩

午前10時51分 再開

○議長（植田昌孝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に特別委員会の正副委員長の互選をいただきました結果を事務局長に発表させます。

○議会事務局長（坂本定嗣君） 発表いたします。敬称は省略させていただきます。

唐古鍵遺跡整備検討特別委員会、委員長、松本美也子委員、副委員長、村上清司委員。

以上でございます。

○議長（植田昌孝君） 以上決定いたしましたので、よろしくお願いたします。

町長の専決事項の指定についての報告（報第14号から報第16号について）

○議長（植田昌孝君） 続きまして、町長の専決事項の指定についての報告をいたします。

地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分されましたのは、変更契約2件及び損害賠償額の決定1件であります。配付のとおりですので、ご清覧おきお願い申し上げます。

議案の一括上程（報第17号から報第19号までの3議案について）

○議長（植田昌孝君） 続きまして、報第17号、平成29年度田原本町一般会計補正予算（第3号）の専決処分の報告より報第19号、平成29年度田原本町介護保険特別会計補正予算（第1号）の専決処分の報告までの3議案につきましては、会議規則第37条の規定によりこの際一括上程いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（植田昌孝君） ご異議なしと認めます。

町長より提案理由の説明を求めます。町長。

（町長 森 章浩君 登壇）

○町長（森 章浩君） 議長のご指名によりまして、平成29年田原本町議会第1回臨時会に提出させていただきました各議案につきまして、その概要の説明を申し上げます。

まず、報第17号、平成29年度田原本町一般会計補正予算（第3号）の専決処

分の報告につきましては、補正予算額は97万2,000円の増額で、予算総額は128億3,794万2,000円となります。

補正の内容といたしましては、民生費の増額で、介護保険制度改正に対応する介護保険システム改修に係る介護保険特別会計繰出金を増額するもので、契約等期日の関係から地方自治法第179条第1項の規定により平成29年9月15日付で専決処分をしたもので、財源については繰越金でございます。

次に、報第18号、平成29年度田原本町一般会計補正予算（第4号）の専決処分の報告につきましては、補正予算額は1,519万9,000円の増額で、予算総額は128億5,314万1,000円となります。

補正の内容といたしましては、総務費の増額で、衆議院議員総選挙に係る選挙費を増額するもので、契約等期日の関係から地方自治法第179条第1項の規定により平成29年9月29日付で専決処分をしたもので、財源については県支出金でございます。

次に、報第19号、平成29年度田原本町介護保険特別会計補正予算（第1号）の専決処分の報告につきましては、補正予算額は194万4,000円の増額で、予算総額は29億6,279万3,000円となります。

補正の内容といたしましては、総務費の増額で、介護保険制度改正に対応するコンピュータシステム改修等業務委託料を増額するもので、契約等期日の関係から地方自治法第179条第1項の規定により平成29年9月15日付で専決処分をしたもので、財源については国庫支出金及び繰入金でございます。

以上、提出いたしました議案についてご説明を申し上げました。何とぞ慎重にご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（植田昌孝君） ただいまの提案理由に対し、質疑を許します。質疑ありませんか。11番、吉田議員。

○11番（吉田容工君） 議長に確認ですけれども、報告の件について質問してもよろしいですか。それは駄目ですか。

○議長（植田昌孝君） 暫時休憩します。

午前10時56分 休憩

午前10時58分 再開

○議長（植田昌孝君） それでは再開いたします。11番、吉田議員。

○11番（吉田容工君） 報第15号について確認させていただきたいと思います。

唐古・鍵遺跡整備事業遺構展示施設建設工事367万4,160円の増額ということになっています。増額の工事の中身、内訳を教えてください。

○議長（植田昌孝君） 町長公室長。

○町長公室長（植田知孝君） ただいまご質問いただきました土質改良工事でございます。主な工事内容といたしましては、湧き水の排水、それから泥土の除去、それから基礎砕石、クラッシャーの投入をさせていただいた上で、セメント固化材を基礎砕石に混ぜて固化作業を施し、地盤改良を行ったものでございます。それに係ります費用といたしまして、増額分といたしまして水、泥水の排水で約250万円、泥土の除去で約60万円、基礎砕石のセメント固化で約130万円などが増となった部分でございます。よろしく願いいたします。

○議長（植田昌孝君） 吉田議員。

○11番（吉田容工君） ここで気になったのは、湧き水が出たと。それで、建物を建てるに当たっては、湧き水の出るところではなかなか難しいから、土をどけてかたい地盤にしたということになっていますね。そこで、排水に250万かかったところが気になるんですね。どんな特殊な排水をされたのかなど。普通、排水といったら、ポンプで水をくみ出すというのを大体排水というわけです。何か特殊なことをここでされたのかどうかを聞きたいんです。

○議長（植田昌孝君） 町長公室長。

○町長公室長（植田知孝君） 特に特殊な工法で排水をしたということは聞いておりませんが、水といいましてもかなり泥も混ざったどろどろの水ということで、泥水をろ過しながら水を排水したということで聞いておりまして、そのような工法でさせてもらったということでございます。

○議長（植田昌孝君） 吉田議員。

○11番（吉田容工君） 特殊な排水ではないけれどもろ過するということで250万かかったということですよ。その辺がなかなか一般の方では得心できないんじゃないかと思いますので、報告でいただいていますから説明受けるだけが基本だ

と思いますのでこれ以上言えませんが、なかなか得心できるようなものじゃない。例えば、250万かかるんだったらこういう特殊なことをしましたと言っていたらよかったかなと思いますけれども、もしわかりやすい説明がありましたらまたお願いします。

○議長（植田昌孝君） ほかにありませんか。吉田議員。

○11番（吉田容工君） そしたら、議案について聞かせてもらいます。

まず、報第19号、介護保険特別会計補正予算（第1号）について聞かせていただきます。これはコンピュータのシステム改修という言葉で上がっています。コンピュータのシステム改修だったらしょうがないなというのが私達素人の考えなんですけれども、中身は何なのかということを知りたいなと思います。

改修の中身とこの金額の妥当性について説明をお願いします。

○議長（植田昌孝君） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（中屋敷晃弘君） まず、改修の中身についてご説明させていただきます。改修項目は5項目ございまして、1つ目が高額介護サービス費の見直しという形になっております。2つ目が調整交付金における年齢区分の細分化ということになっております。3つ目が更新認定有効期間の上限の延長となっております。4つ目が介護保険適用除外施設における住所地特例の見直しとなっております。5つ目が介護報酬改定となっております、これは介護医療院が創設されることに伴って、その単価に対応できるような改定を行っております。

金額に対する妥当性なんですけれども、他市町村と単純に比較はできないということで、これはなぜかといいますと作業項目がそれぞれ違うということなんですけれども、原課において確認したところによると適正で考えているという形で対応のほうをさせていただいております。

以上です。

○議長（植田昌孝君） 吉田議員。

○11番（吉田容工君） 金額から先にいかせてもらいますと、もともとコンピュータがNECですので、NECのプログラム改修だと思います。NEC以外は入れないと、入らないと思います。その点では、NECの提示した値段というところになってくるのかなと思うんですよ。

確認させていただきましたという今の話なんですけれども、その点ではどういふふうの確認されたのかというのが具体的にわからない。だから、今のは答えになっていないんですね。こういうふうに金額をいろいろ聞かせていただいて、同等市町村だったらこれだけで、それだったら安いんですとか具体的な話だったらわかります。確認させていただいたというのは、部長だけ確認しただけで、議員の皆さんには何も伝わっていないと。この点ではもうちょっと詳しく言ってもらわないと駄目だと思います。

それと、高額介護サービスですね。今まで5段階であったのが4段階になると。そして、第3段階になりますか、世帯のどなたかが市区町村民税を課税されている方、これは今までは上限額が1カ月3万7,200円であったと。これが4万4,400円に上がったということですね。ということは、負担が増えたということなんです。それで、現役世代並みと、本人は非課税の方ですけれども家族の誰かが課税されていたら上限まで、上限を上げてしまうという改悪、私達はもう負担増なんですから改悪だと思っているんですけれども、これによって田原本町の場合はどのぐらいの方に影響が出ると考えているか、そこをちょっと教えてください。

○議長（植田昌孝君） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（中屋敷晃弘君） 金額の確認方法なんですけれども、田原本町のこのシステムにつきましては2市5町で共同電算化ということになっております。いわゆるクラウドという形になっておりまして、例えば単独で、田原本町だけで同じ改修を行ったときはどのぐらいの金額になるという形で確認させていただいたところ、比較したところこちらのほうがかなり金額低くなって……（「幾らと幾らなのですか。比べてください。数字を言ってください」と吉田議員呼ぶ）

単独で改修のほうを依頼した場合は366万4,500円となります。それで、今回の補正額、2市5町で共同電算を実施した場合は、今のところ補正額の194万4,000円という形になっております。こういった形の金額の比較のほうをさせていただいたという形で報告させていただきます。

もう一つなんですけれども、第4段階のお話なんですけれども、影響を受ける可能性のある方なんですけれども、田原本町でございましたら74人の方がこの対象となる形で想定しております。

以上です。

○議長（植田昌孝君） 吉田議員。

○11番（吉田容工君） その366万はどこから数字が出たんですか。業者にちゃんと見積もりを出せと言ったわけですか。実際その2市5町でやっている問題でしょう。それについては、やはり業者からは言い値が出てくるわけですよね。NECしかできませんからね。それについて、どれだけ下げる努力をされているのかというのが伝わってこないんですよ。これだけ要るから出しますということではないと思うんですね。その辺の努力をどうされているのかと。田原本町では、それは部長がしておられるのか町長がしているのか知りませんよ。担当者に任せ切りなのかもわかりませんが、そういう交渉はこの件については誰がしていただいたのかと。

それと、上限額が変わるに当たって、国のほうは65歳以上の要介護認定を受けておられない方で負担割合証というのを持っておられない方、介護認定を受けておられない方、そういう方については自らの負担割合を把握していない方がおられるだろうと。該当するのは同じ世帯の全ての65歳以上の方の利用者負担割合1割の方に対して上限額を上げるとなっていますよね。実際、自分が1割かどうかご存じない方がたくさんおられると。そんな方に対しては、負担割合の基準、増えたことについて周知をなさいと国から文書が出ていますよね。それについてはどう対応されましたか。

○議長（植田昌孝君） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（中屋敷晃弘君） 1点目なんですけれども、下げる努力ということなんですけれども、基本的に担当課のほうで交渉のほうをしていただいているという形となっております。

65歳以上の方でご自身の負担額がわからないという方につきまして周知することなんですけれども、今後議会を終えましたら周知のほうをしていきたいと考えております。（「していないということですね」と吉田議員呼ぶ）

○議長（植田昌孝君） 吉田議員。

○11番（吉田容工君） 今の件について3回目が終わりましたので、次にいきます。以前、本会議で何回でも質問できたというのがありましたけれどもね。まあ結構で

すけれど。

次に報第15号について質問させていただきます。

衆議院選挙に係る補正予算ということですが、もう間近に迫っていると。10日公示、22日投票ということになっていると思います。それに向けてどういう努力をされているかということをお聞きしたいんですけども、この間、町会議員選挙においても、投票所に入るのに靴を脱いで入らなくてはならないと。職員が一生懸命スリッパを並べてくれているというのは敬意を払うんですけども、靴を履いたまま投票所に行けたら楽なのになという声が聞こえています。

また、階段を上らなくてはならないと。そういう点では、投票を促進すると、促すという点では、今の田原本町の投票所では大変なバリアがあるんじゃないかなと思っています。その辺に対して今回どう対応されるのかということをお伺いしたいのと、あと、期日前投票でいろんな噂が出ています。何回も来たんじゃないかとかいう噂がありますので、例えばそれを避けるためにも、期日前投票についてはカメラを設置して後で確認できるような、そんな対応をされるのかどうか、この2点教えてください。

○議長（植田昌孝君） 総務部長。

○総務部長（持田尚顕君） まず、投票所におけます土足可能なのかということのお話でございますが、今回町会議員選挙につきましては、投票所の環境によりましては土足で行ける、それから上履きにかえなければいけないという投票所がございます。当日といたしましては、まず靴袋を用意いたしまして、上履きに履きかえる必要のある投票所につきましては靴袋を配布させていただきました。あと、スロープにつきましては、階段が急なところにつきましてはスロープを用意しておりますが、そう大きくない段差のところにつきましてはスロープを設置していないということで、全ての投票所にスロープというのは置いておりません。

できるだけ土足での投票につきましては考えておりまして、今回田原本中学校につきましてシートを引いて土足とさせていただきます。ただ、各自治会の公民館等につきましてはなかなか土足というのが難しい面もございますので、靴袋で対応させていただいたということでございます。

それから、期日前投票の防犯カメラというご意見でございますが、今回の選挙に

については考えておりません。

以上でございます。

○議長（植田昌孝君） 吉田議員。

○11番（吉田容工君） ということは、田原本町は今回の町会選挙の投票率が65%から55%に落ちたという実態がありますよね。そこに私達、私の責任があるのかわかりませんが、ただ投票に来やすい環境を整備するというのは、有権者の方に権利を行使してもらうため田原本町がしなければならないことだと思いますけれども、今の話からすると、町として汗かいて努力するつもりはないという答弁にしか聞こえないんですよね。町として自治会にお願いに行きますよという話の一つも出ませんでしたでしょう。自治会が反対されるから行きませんと。投票所に入りやすい環境をどうつくるかという努力は全くされないんですか。そこをちょっと教えていただきたい。せつかくの議会ですのですね。是非よろしくお願いします。

○議長（植田昌孝君） 総務部長。

○総務部長（持田尚顕君） 土足でございますが、今回の町会議員選挙につきましても土足で、靴を上履きに履きかえにくいという方につきましてもそういう形で靴袋の提供もさせていただきました。

私、最終、各投票所でどのような形で靴袋をご利用されたかということもまだ把握できておりませんが、投票率向上ということでもありますと当然そういう土足のままで行けるということは必要かもわかりませんので、その辺につきましても、各自治会の公民館につきましてもお話を進めてまいりたいと考えております。

○議長（植田昌孝君） 吉田議員。

○11番（吉田容工君） そしたら聞かせていただきます。今13投票所でしたかね、11やったかな。（「13」と呼ぶ者あり）13ですよね。13投票所のうち土足で行けないところは何個ありますか。教えてください。

あともう一つ、選挙は間近ですね。国政選挙ですからここで受け付けをしたりとかはないと思いますけれども、ただ選挙事務というのは大変だと思います。やっぱり人振りもありますでしょうし。その点で、今の体制で本当にやっていけるのかと。人を配置するとかいう、そうしなくてもやっていけると判断されているのか、そこをちょっと教えてほしいんです。今のままでいけますか。大変なことになるんじゃない

ないですか。

○議長（植田昌孝君） 総務部長。

○総務部長（持田尚顕君） すみません。公民館の数はちょっと時間をいただきます。

選挙事務の人員配置ということでございますので、今回の国政選挙につきまして
は当然選挙区、それから比例、国審という形でございますので、そういった形の増
につきましては、従来からも選挙の投票所の職員の配置は対応を手厚く、人数を増
やしております。そういうことで対応してまいりたいと考えております。

自治会のほうはすみません、ちょっと今調べます。（「本当にいけるのですか。
まあ、答弁は結構です。私もう3回質問したから。本当にいけるのかとやっぱり心
配しているんです」と吉田議員呼ぶ）

○議長（植田昌孝君） 総務部長。さっきの土足で行けないところが何か所か、また
……

○11番（吉田容工君） 今調べに行っておられます。ご存じないということだから。
それは待ってあげないとしようがない。

○議長（植田昌孝君） ほかにありませんか。今の件以外で。
（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（植田昌孝君） ないようですので、暫時休憩します。
午前11時18分 休憩

午前11時21分 再開

○議長（植田昌孝君） 再開します。総務部長。

○総務部長（持田尚顕君） 失礼いたしました。まず、13投票所がございますが、
その中で土足が可というところは6投票所ございまして、残り7が不可というこ
とでございます。それで、繰り返しになりますが、不可のところにつきましては靴
袋を用意させていただいたということでございます。

以上でございます。

○議長（植田昌孝君） ほかにないようですので、これにて質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。
（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（植田昌孝君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（植田昌孝君） ないようですので、これにて討論を打ち切ります。

それでは、これより採決に入ります。

報第17号、平成29年度田原本町一般会計補正予算（第3号）の専決処分の報告を採決いたします。

本案を原案どおり承認することに賛成諸君の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

○議長（植田昌孝君） 全員賛成と認めます。よって、本議案は原案どおり承認されました。

続きまして、報第18号、平成29年度田原本町一般会計補正予算（第4号）の専決処分の報告を採決いたします。

本案を原案どおり承認することに賛成諸君の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

○議長（植田昌孝君） 全員賛成と認めます。よって、本議案は原案どおり承認されました。

続きまして、報第19号、平成29年度田原本町介護保険特別会計補正予算（第1号）の専決処分の報告を採決いたします。

本案を原案どおり承認することに賛成諸君の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

○議長（植田昌孝君） 全員賛成と認めます。よって、本議案は原案どおり承認されました。

以上をもちまして、本臨時会に付議されました議案については全て議了いたしました。

お諮りいたします。それぞれの委員長より審査中の事件について閉会中の継続審査に付したいとの申し出がありますが、これに付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（植田昌孝君） ご異議なしと認めます。よって、それぞれの委員長の申し出どおり、会議規則第74条の規定により閉会中の継続審査に付することにいたします。

す。

以上をもちまして臨時会の日程は全て終了いたしました。

よって、これをもちまして閉会といたします。

閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

各議員におかれましては、住民の代表として、議会の使命である具体的な施策の最終決定と行財政運営の監視という職責を十分に理解され、田原本町の発展と福祉向上に努められんことを切にお願いを申し上げます、閉会の挨拶といたします。

町 長 閉 会 挨 拶

○議長（植田昌孝君） それでは、閉会に当たりまして町長より挨拶を受けることにいたします。町長。

（町長 森 章浩君 登壇）

○町長（森 章浩君） 議長のご指名によりまして、平成29年田原本町議会第1回臨時会の閉会に当たりまして、一言御礼のご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、公私何かとご多用の中ご出席を賜り、本臨時会に提案させていただきました各議案につきまして円滑にご審議を賜りましたことを厚く御礼申し上げます。今後とも町政発展のため各段のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

日ごとに秋も深まるようになってまいりました。議員各位におかれましては、ご健康に十分ご留意いただき、ご活躍くださいますようお願い申し上げます、まことに簡単ではございますが、閉会の挨拶とかえさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（植田昌孝君） それでは、これにて閉会いたします。ありがとうございました。

午前11時25分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

田原本町議会議長 植 田 昌 孝

田原本町議会副議長 竹 邑 利 文

田原本町議会臨時議長 竹 邑 利 文

田原本町議会議員 梶 木 裕 文

田原本町議会議員 山 田 英 二

田原本町議会議員 寺 田 元 昭